

京都市告示第 21 号

地方公営企業法第33条の2の規定に基づき、京都市立病院の業務に係る使用料又は手数料の徴収事務を平成21年4月1日から平成22年3月31日まで、次の者に委託します。

平成21年4月1日

京都市長 門川大作

東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地

株式会社ニチイ学館

(京都市立病院医事課)